

「PlayStation BB Unit」 レンタル規約」新旧対照表

改定前 (2005年12月1日付)	改定後 (2006年6月15日付)
<p>第7条 (基本契約期間)</p> <p>2. 前項の基本契約期間は1年間とし、基本契約期間終了時において、第13条に定める会員による当社への解約の意思表示がない場合は、レンタル契約は1年間自動更新するものとします。</p>	<p>第7条 (基本契約期間)</p> <p>2. 前項の基本契約期間は1年間とし、基本契約期間終了時において、第13条に定める会員による当社への解約の意思表示がない場合は、レンタル契約は1年間自動更新するものとします。ただし、レンタル契約の自動更新は2回を上限とし、レンタル契約期間は3年で満了するものとします。</p>
<p>規定なし</p>	<p>第7条の2 (所有権の移転)</p> <p>第7条第2項の定めによりレンタル契約期間が満了した場合、事由の如何を問わず「PlayStation BB Unit」の所有権は会員に移転するものとします。</p>
<p>第11条 (故障等)</p> <p>1. 会員にレンタルされた「PlayStation BB Unit」が正常な使用状態で故障、破損又は滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該「PlayStation BB Unit」を有償または無償にて修理あるいは正常な製品と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた「PlayStation BB Unit」を当社が指定する場所に送付するものとします（「PlayStation BB Unit」が全部滅失して送付が不能な場合を除きます）。</p>	<p>第11条 (故障等)</p> <p>1. 会員にレンタルされた「PlayStation BB Unit」が正常な使用状態で故障、破損又は滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該「PlayStation BB Unit」を有償または無償にて修理あるいは正常な製品と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた「PlayStation BB Unit」を当社が指定する場所に送付するものとします（「PlayStation BB Unit」が全部滅失して送付が不能な場合を除きます）。ただし、第7条の2の定めにより「PlayStation BB Unit」の所有権が会員に移転した後に故障等が生じた場合は、会員は自己の費用と責任において修理を行うものとします。</p>

<p>規定なし</p>	<p>第13条 (レンタル契約の終了)</p> <p>4. 第7条第2項の定めによりレンタル契約期間が満了した場合、レンタル契約は当然に終了するものとします。</p>
<p>第15条 (レンタル契約終了に伴う返還・買取)</p> <p>1. 本規約に基づく「PlayStation BB Unit」のレンタル契約が終了した場合、会員は、「PlayStation BB Unit」を当社に返還するものとします。なお、「PlayStation BB Unit」返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に「PlayStation BB Unit」に故障等が発生した場合、当該「PlayStation BB Unit」の修理費用等は会員の負担とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員は、自己の選択により、レンタル契約終了後に「PlayStation BB Unit」をその使用期間に応じた価格にて買取ることができるものとします。その価格の算定は、別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。</p> <p>3. 事由の如何を問わず「PlayStation BB Unit」のレンタル契約が終了し、「PlayStation BB Unit」が30日以内に当社に返還されなかった場合、会員は前項に定める選択において「PlayStation BB Unit」の買取りを選択したものとみなします。この場合、会員は前項に準じて買取代金を当社に支払うものとします。</p>	<p>第15条 (レンタル契約終了に伴う返還・買取)</p> <p>1. 本規約に基づく「PlayStation BB Unit」のレンタル契約が終了した場合、会員は、「PlayStation BB Unit」を当社に返還するものとします。なお、「PlayStation BB Unit」返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に「PlayStation BB Unit」に故障等が発生した場合、当該「PlayStation BB Unit」の修理費用等は会員の負担とします。ただし、第7条の2の定めにより「PlayStation BB Unit」の所有権が会員に移転した場合、会員は当社に「PlayStation BB Unit」を返還する義務を負わないものとします。</p> <p>2. 第7条の2の定めにより「PlayStation BB Unit」の所有権が会員に移転した場合を除き、前項の規定にかかわらず、会員は、自己の選択により、レンタル契約終了後に「PlayStation BB Unit」をその使用期間に応じた価格にて買取ることができるものとします。その価格の算定は、別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。</p> <p>3. 第7条の2の定めにより「PlayStation BB Unit」の所有権が会員に移転した場合を除き、「PlayStation BB Unit」のレンタル契約が終了し、「PlayStation BB Unit」が30日以内に当社に返還されなかった場合、会員は前項に定める選択において「PlayStation BB Unit」の買取りを選択したものとみなします。この場合、会員は前項に準じて買取代金を当社に支払うものとします。</p>